



ペリージョンソン ラボラトリー
アクレディテーション インク

認 定 証

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インクは、
下記の組織を審査しました。

航空電子ビジネスサポート株式会社
JAE カスタマーサービス 計測部試験 G

〒196-8555 東京都昭島市武蔵野 3-1-1

ここに本組織が、以下の認知された国際規格に基づき、認定されたことを証します。

ISO/IEC 17025:2017

本認定により、以下の分野において、関連する認定範囲付属書の技術的能力が確認されました。

環境的試験、電氣的試験、機械的試験
(詳細は付属書に記述)

適合性評価活動に対する認定資格は、本認定証内で言及された住所のみを対象とし、関連する認定範囲で特定された活動のみに適用されます。

PJLA

本認定は、上記規格の認定を管理する認定機関の規定に従って授与され、本組織はその規定を遵守することをここに誓約します。

トレーシー サーツェン
プレジデント

Perry Johnson Laboratory Accreditation, Inc. (PJLA)
755 W. Big Beaver Rd., Suite 1325, Troy, Michigan 48084

初回認定日	発行日	認定証有効期限
2017年7月11日	2025年5月30日	2027年7月31日
認定番号	認定証番号	
91277	L25-408	

この認定証の有効性は、持続された認定に基づく継続審査を通して維持されています。
PJLAウェブサイト (www.pjlabs.com) でご確認ください

尚、本認定証は日本語翻訳版であり、英文の認定証を正式のものとしします。



認定証付属書

航空電子ビジネスサポート株式会社 JAE カスタマーサービス 計測部試験 G

〒196-8555 東京都昭島市武蔵野 3-1-1
佐藤 一臣 Tel: 042-549-9673

本認定を、上記組織が実施する下記の適合性評価活動について授与します。

試験分野	試験・測定対象 (品目、材料、製品)	試験された成分、 特性、パラメータ	仕様又は標準方法	適用された技術又は 手法	フレックス コード	活動 場所
環境的試験	コネクタ等	恒温槽内温度設定	JIS C 5402-11-9 及び DIN EN60068-2-2(試験 Bb)、 ならびに JIS C 5402-11-10 及び DIN EN60068-2-1(試験 Ab)に 基づくコネクタ等の耐熱・耐寒試験 の標準作業手順書(AETES-0801)	槽内温度設定 130℃ ± 2℃ 125℃ ± 2℃ 100℃ ± 2℃ 85℃ ± 2℃ -40℃ ± 3℃ 試験時間 16 h(最大18hまで) 72 h ± 4 h 96 h ± 4 h	F1、F4	F
電氣的試験	コネクタ等	耐電圧	JIS C 5402-4-1 及び DIN EN 60512-4-1 に基づく耐電圧試 験の標準作業手順書(AETES-1811)	AC 707 Vpeak (AC 500 Vrms) AC 1414 Vpeak (AC 1000 Vrms)	F1、F4	F
	コネクタ等	絶縁抵抗	JIS C 5402-3-1 及び DIN EN 60512-3-1 に基づく絶縁抵抗 試験の標準作業手順書(AETES-1801)	10 MΩ ~ 10 GΩ	F1、F4	F
	コネクタ等	接触抵抗	コネクタの JIS C 5402-2-1 及び DIN EN60512-2-1 に基づく接触抵抗試 験の標準作業手順書(AETES-1821)	1 mΩ ~ 1000 mΩ	F1、F4	F



認定証付属書

航空電子ビジネスサポート株式会社 JAE カスタマーサービス 計測部試験 G

〒196-8555 東京都昭島市武蔵野 3-1-1
佐藤 一臣 Tel: 042-549-9673

本認定を、上記組織が実施する下記の適合性評価活動について授与します。

試験分野	試験・測定対象 (品目、材料、製品)	試験された成分、 特性、パラメータ	仕様又は標準方法	適用された技術又は 手法	フレックス コード	活動 場所
機械的試験	コネクタ等	結合力及び離脱力試験	コネクタ等の JIS C 5402-13-1 及び DIN EN 60512-13-1、IEC 60512-13-1 に基づく引張圧縮試験機を用いた結 合力及び離脱力試験の標準作業手順 書(AETES-2801)	圧縮(結合力) 5 N ~ 200 N 引張(離脱力) 5 N ~ 200 N	F1、F4	F

1. 活動場所 (コード-活動場所)

F - 恒久的施設

2. フレックスコード

F0 - 固定スコープ項目 (*フレキシブル認定対象外)

F1 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された品目、材料、マトリックス、または製品と組成が類似する新しい品目、材料、マトリックス、または製品を対象とする。

F2 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の基準又は手順の最新版(改訂なしを含む)を導入する場合を対象とする。

F3 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の試験法に対するパラメータ/構成要素/分析物を導入する場合を対象とする。

F4 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された同じ技術または手法を用いて、認定済の非標準法の新たな改訂版を導入する場合を対象とする。

F5 - ラボラトリが試験・校正を行う能力の範囲で、特定された認定済の方法(同一の技術または手法を用いる)と同等の妥当性が確認された方法を導入する場合を対象とする。